

# 本市における主な参加制度

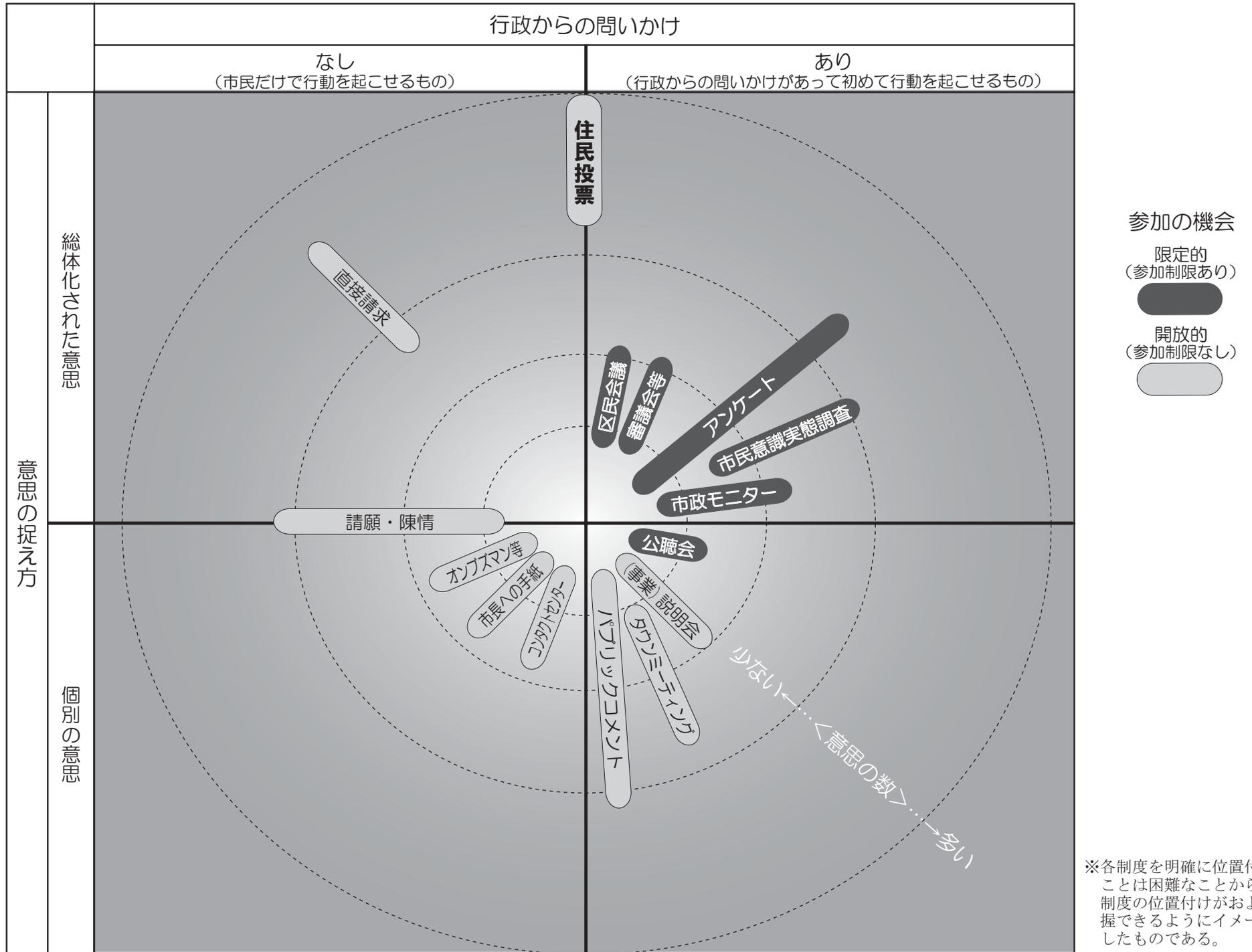
	参加制度の名称	根拠 (条例、要綱など)	目的等	対象となる市民
1	区民会議	各区区民会議設置要綱 平成17年度は試行として、各区ごとに要綱制定 現在、条例化に向けて検討が進められている。	区民の参加及び協働による区における課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的として、各区に区民により構成される会議。平成17年度は、3回の開催予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区政推進会議の委員（区長は除く。）</li> <li>・その他区民会議の趣旨を踏まえ、区長が必要と認める者</li> </ul>
2	審議会等（市民公募）	「附属機関等の設置等に関する要綱」 「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」	市の事務又は事業について調査審議する審議会等の委員として、市民の意見をそれらに反映させる制度	審議会等の市民委員を委嘱された者 (応募資格は、原則20歳以上、1年以上市内居住)
3	アンケート		事業の立ち上げ段階、実施の前段階や実施の直前の段階などさまざまな場面で、多数を対象に一定の質問形式で意見等を収集するしくみであり、個別の事業ごとに必要に応じて実施されている。都市計画や福祉、教育など幅広い分野での実施が見られる。	目的に応じて個別に設定
4	市民意識実態調査		市民生活の実態や市民意識の変化、市政への客観的な評価などの意見を多面的に把握し、市政運営の基礎資料とすることを目的に実施しているアンケート調査 昭和50年から年1回実施 (平成17年度実績) 調査項目：1 定住状況 / 2 生活環境評価 / 3 地域活動状況 / 4 市民の関心ごと / 5 市政関心状況 / 6 市政への評価・要望 / 7 市の緑と多摩川 / 8 こころの健康 / 9 科学技術について / 10 男女平等施策 質問総数：50問程度 調査方法：配布留置法	(平成17年度実績) 住民基本台帳及び外国人登録原票をもとに、層化二段無作為抽出により抽出された1,500人の市内在住の20歳以上の男女
5	市政モニター	川崎市市政モニター運営要綱 川崎市市政モニター選定要領	施策の企画、その他行政運営上の基礎的な資料として活用することを目的として、市政モニターを通じて、市政に対する市民各層の声を組織的に継続して収集する制度 市政モニターの主な職務：アンケート調査への協力	市政モニターを委嘱された者 …住民基本台帳及び外国人登録簿から地域、年代、性別などを考慮して、無作為に抽出した候補者の中からモニター就任を承諾した約120人を委嘱
6	公聴会	「川崎市環境影響評価に関する条例」の条例公聴会 「川崎市環境影響評価に関する条例」の法対象公聴会 「川崎市都市計画公聴会規則」に基づく公聴会など	重要な事項を決定する際に、利害関係者や学識経験者などを呼びその意見を聞くための制度	公述人として認められた者 (応募資格は、目的に応じて個別に設定)
7	(事業)説明会	法定「地区計画等の案の作成手続に関する条例」 「環境影響評価に関する条例」 など 任意	個別の事業を進めるにあたって、行政の説明責任として、また、実施・参画への呼びかけなどを目的として、事業内容の説明を行い、参加者から意見を収集する制度として、個別の事業ごとに実施されている。	対象とする事業に応じた関係者 (個別に設定)

参加制度の名称		根拠 (条例、要綱など)	目的等	対象となる市民	
8	タウンミーティング	市主催 市民主催	市民の意見を市政に反映させる仕組みの一つとして、従来市が主催してきた住民説明会的な会合ではなく、地域で多くの方々と一緒に幅広いまちづくり等の諸活動をしている市民と市長とが、双方向に直接意見交換を行う場として実施されるものである。近年、市主催で実施されたものとしては、行財政改革プランや総合計画の策定に関するものがあり、総合計画の際のタウンミーティングでは、市内各所での開催に加え、通勤者を対象として都内でも開催がされた。	すべての市民	
9	パブリックコメント手続	制度化予定	条例や計画等の策定過程において、それらの案を広く公表し、市民からの意見や提案を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する考え方を明らかにする手続制度	すべての市民（市民以外でも可）	
10	川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」		市民満足度の向上と業務効率の向上を目的として、電話、電子メール、FAX及び手紙による、市政に関する問い合わせ、相談、要望、提案、苦情等を一元的に受け付け、可能な限りその場で回答する。コンタクトセンターで回答が困難な場合は、担当部局へ回答を依頼する。コンタクトセンターで収集した市民の声は、市政の運営に役立てる。 原則として利用者の希望の手段で回答。	すべての市民（市民以外でも可）	
11	市長への手紙	市長への手紙実施要綱 市長への手紙（封書）処理要領 市長へのメール処理要領	市政の民主的な運営に役立てるため、市長に対する意見や提案などを手紙、FAX、電子メールにより収集する制度 原則として手紙、FAXで受けたものは文書で回答。メールの場合はメールで回答（担当部局からの電話や面談での説明など対応する場合あり）	すべての市民（市民以外でも可）	
12	市民オンブズマン等	市民オンブズマン	「川崎市市民オンブズマン条例」	市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に関して、市民主権の理念に基づき、市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるとの意見を表明することにより、市民の権利利益の保護を図り、もって開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的として設けられた制度	すべての人
		人権オンブズパーソン	「川崎市人権オンブズパーソン条例」	子どもや男女平等にかかわる人権の侵害に関して、市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的とした制度	すべての人

	参加制度の名称	根拠 (条例、要綱など)	目的等	対象となる市民
13	請願	日本国憲法第16条 地方自治法	市政に関する要望や意見を市議会に対して述べる制度 通常、委員会で審査し、本会議で委員長の報告に基づき、採択、不採択を決定した後、審査結果を請願（代表）者に通知	すべての市民（市民以外でも可） 市議会議員の紹介が必要
	陳情	なし	市政に関する要望や意見を市議会に対して述べる制度 通常、委員会で審査し、採択、不採択を決定した後、審査結果を陳情（代表）者に通知	すべての市民（市民以外でも可）
14	条例の制定・改廃 請求	地方自治法第12条第1項、第74条	条例の制定又は改廃を求めため、50分の1以上の有権者の署名を集めて請求する制度	有権者
	事務監査請求	地方自治法第12条第2項、第75条	市の事務について監査することを求めため、50分の1以上の有権者の署名を集めて請求する制度	有権者
	住民監査請求	地方自治法第242条	違法な公金支出などについて監査することを求めため請求する制度	住民（法人も含む）
	議会の解散、議員・市長等の解職 請求	地方自治法第13条、第76条～第88条	議会の解散、議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職、教育委員会の委員の解職を求めため、3分の1（40万超の部分は6分の1）以上の市民の署名を集めて請求する制度	有権者

ここに示されているものは、参加のしくみのうちのごく一部の例示であり、これ以外に日々さまざまな形態での参加が行われている。

●本市における主な参加制度の位置付けイメージ



※各制度を明確に位置付けることは困難なことから、各制度の位置付けがおよそ把握できるようにイメージ化したものである。